

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和3年 4月 28日</p> <p>和歌山県知事 仁坂 吉伸 殿</p> <p style="text-align: right;">提出者 株式会社 吉田組 住 所 和歌山県海草郡紀美野町松瀬459番 氏 名 代表取締役 吉田順亮 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 073-489-3178</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>																													
事業場の名称	株式会社 吉田組																												
事業場の所在地	和歌山県海草郡紀美野町松瀬459番地																												
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日																												
当該事業場において現に行っている事業に関する事項																													
① 事業の種類	6 総合工事業																												
② 事業の規模	元請負完成工事高 21,790万円																												
③ 従業員数	15人																												
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">建設工事</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">分別</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">がれき類</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">再生処理</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">廃プラ</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">再生処理</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">木くず</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">再生処理</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">混合廃棄物</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">最終処分</td> </tr> </table>	建設工事	→	分別	→	がれき類	→	再生処理				→	廃プラ	→	再生処理				→	木くず	→	再生処理				→	混合廃棄物	→	最終処分
建設工事	→	分別	→	がれき類	→	再生処理																							
			→	廃プラ	→	再生処理																							
			→	木くず	→	再生処理																							
			→	混合廃棄物	→	最終処分																							

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	2336.76 t	t
	(これまでに実施した取組)		
受注によって大きく左右される為、過去の傾向や前年度の受注高をもとにして、産業廃棄物の種類毎の排出量を予測している。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	470 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
これまでに実施した取組を継続する。			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、木くず、廃プラスチック類、建設混合廃棄物の別に分別する。混合廃棄物の発生は分別解体等により可能な限り削減する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでに実施した取組を継続するとともに、すべての従業員が適正に廃棄物を取り扱える仕組みを設ける。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら直接再生利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら直接再生利用は行わない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は行わない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	2336.76 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	2336.76 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2336.76 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 処理業者と委託契約を締結するにあたって、事前の処理状況や周辺状況など現地確認をし、委託後も定期的な相互確認を行う。 再生利用が可能な廃棄物については、積極的利用を推進するため委託先についての情報収集を行い、ルートを確保する。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	470 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	470 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	470 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>これまで実施した取組を継続する。さらに、優良産業廃棄物処分業者に関する情報、公開される産業廃棄物処理施設の維持管理情報等を、活用し、適正な委託先の選定に努める。</p> <p>また、再生利用が不可能な廃棄物については、積極的に熱利用を推進し、委託先についての情報収集を行い、ルートを確保する。</p>		
※事務処理欄			

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	吉田 順亮	職名 : 代表取締役
現場責任者	現場作業所	職名 : 主任技術者
現場担当者	現場作業所	職名 : 各現場代理人
産業廃棄物 処理責任者		
廃棄物処理施設		
技術管理者		

役割	統括責任者	①委託契約の締結
		②処理業者の現地確認
		③委託先の情報収集・ルート確保
	現場責任者	①産業廃棄物の取扱手順等の策定
		②従業員及び下請業者等への教育、啓発
		③帳簿の作成
		④廃棄物処理法及び関係法令を遵守した作業の推進
	現場担当者	①マニフェストの交付
		②分別解体、産業廃棄物の分別

組織図

